

○ 化学物質適正管理指針

1 目的

この指針は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号。以下「条例」という。）第46条第1項の規定に基づき、化学物質を取り扱う事業者（以下「事業者」という。）が化学物質を自主的に適正に管理するために講ずべき措置等について定めることを目的とする。

2 化学物質の適正管理の方法

(1) 適正管理を行う化学物質

この指針に基づき管理する化学物質は、条例第 2条第 5号に掲げる特定化学物質及びその取扱量、性状等から環境の保全上の支障を未然に防止するために適正な管理が必要と認められる化学物質として事業者が自主的に定めた化学物質とする。

(2) 管理方針等の策定

事業者は、次に掲げるところにより、工場等で取り扱う化学物質についての管理の方針及び計画を定め、これを実施するとともに、化学物質の管理の改善を図るための継続的な見直しを行うよう努める。

ア 管理方針

事業者は、化学物質の適正な管理を図るための基本的な方針（以下「管理方針」という。）を策定する。

イ 管理計画

事業者は、化学物質を取り扱う工場等ごとに、管理方針に基づき化学物質の適正な管理を図るための方策を定めた計画（以下「管理計画」という。）を策定する。なお、化学物質の取扱量、排出抑制対策など具体的目標が設定できる場合は、その目標及び達成時期を定める。

(3) 化学物質の情報の収集及び整理

事業者は、工場等で取り扱う化学物質に関し、次に掲げる情報を収集し、整理する。

ア 化学物質の性状等に関する情報

化学物質等安全データシート（MSDS）等に基づき、原材料等に含有する化学物質を調査し、化学物質ごとにその性状、取扱方法、適用法令等に関する情報を収集し、整理する。

イ 化学物質の排出抑制に関する情報

文献情報等の活用により、化学物質の排出抑制に関する技術情報を収集するよう努める。

(4) 化学物質の取扱量の把握

事業者は、工場等ごとに、毎年度の化学物質の取扱量を把握する。

取扱量は、次に掲げる「製造量」、「使用量」及び「その他の取り扱う量」の合計とする。この場合において、それぞれの量は、化学物質の質量に換算した量とする。

ア 製造量

「製造量」とは、当該年度に工場等において製造した量（副生成物を含む。）をいう。

イ 使用量

「使用量」とは、当該年度に工場等において事業活動に伴い使用した量をいう。

ウ その他の取り扱い量

「その他の取り扱い量」とは、当該年度に工場等において貯蔵タンク等に搬入、搬出の
みを行い、自らは使用しない量をいう。

なお、取扱量の算出方法は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の
促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）の取扱量の考え方と同様とする。

(5) 化学物質の取扱工程の把握

事業者は、化学物質の取扱いに係る工程（以下「取扱工程」という。）を把握するととも
に、各取扱工程における作業内容及び当該作業による化学物質の環境への排出の有無と排出
量を確認する。

(6) 化学物質の管理対策

ア 取扱施設の保守管理

事業者は、化学物質を取り扱う施設及び設備等（以下「取扱施設」という。）に関して、
作業前及び運転時の日常点検、定期点検、その他の適切な保守点検を行う。

イ 化学物質の排出抑制対策

事業者は、化学物質の環境への排出の抑制を図るため、取扱工程を検証し、次に掲げる
対策その他の必要な措置を行うよう努める。

(ア) 化学物質の漏えい、揮発、浸透等を防止するための措置

(イ) 排出ガス及び排水に含まれる化学物質を処理するための措置

(ウ) 化学物質を含む廃棄物を処理するための措置

ウ 化学物質の再利用等使用の適正化

事業者は、環境に及ぼす化学物質の影響の軽減を図るため、必要に応じ次に掲げる対策
を行い、化学物質を適正に使用するよう努める。

(ア) 取扱工程を見直すことによる回収・再利用の徹底

(イ) 有害性の少ない代替物質の使用

(ウ) 取扱量及び排出量の削減のための代替技術の導入

エ 化学物質の新規導入時の配慮

事業者は、化学物質を新たに導入するときは、当該化学物質に関する基礎的な情報を収
集し、整理し、人の健康及び環境への影響を配慮した上で決定するよう努める。

オ 取扱マニュアルの作成

事業者は、化学物質の適正な管理に資するように工場等における化学物質の購入、使用、
保管、廃棄等の取扱方法を定めた手引書等（以下「取扱マニュアル」という。）を作成し、
これに基づき化学物質を適正に管理する。

3 化学物質に関する市民への情報提供

事業者は、化学物質に関して必要な情報を提供するための窓口を明確にするとともに、事
業の内容、化学物質の排出状況及び管理の状況等に関し、環境報告書の作成及び配布、ホー
ムページへの掲載、意見交換の実施等により、市民の理解の増進を図るよう努める。

4 事故の未然防止対策及び事故時の措置

(1) 事故の未然防止対策

ア 取扱施設に係る事故の防止対策

事業者は、取扱施設に係る事故を防止するため、次の措置を講じる。

(ア) 取扱施設の作動状況等の定期的な点検及び異常の有無の確認

(イ) 取扱施設の誤作動を防止するための作業手順及び注意点等の表示並びに作業前の危険ポイントの確認

イ 工場等外への流出防止対策

事業者は、必要に応じて工場等外への化学物質の流出を防止するための設備を設置する等の対策を講じる。

ウ 事故処理マニュアルの作成

事業者は、事故が発生した場合における化学物質に係る汚染の発生及びその拡大を防止するため、次に掲げる事項について定めた手引書等（以下「事故処理マニュアル」という。）を作成し、事故に備える。

(ア) 事故発生時の工場等内における指揮命令系統及び連絡体制

(イ) 事故発生時の関係機関への通報及び周辺への広報体制

(ウ) 事故発生時の応急措置及び汚染拡大防止策の実施方法

(2) 事故時の措置

事業者は、化学物質に係る事故が発生したときは、事故処理マニュアルに基づき、次に掲げる措置を講じる。

ア 事故の状況の把握と応急措置

事業者は、速やかに事故の状況を把握し、応急措置を行うことにより化学物質に係る汚染の発生及びその拡大を防止する。

イ 関係機関への通報及び周辺への広報

事業者は、事故の発生を速やかに関係機関へ通報するとともに、必要に応じ、周辺住民等へ広報を行う。

ウ 環境調査の実施

事業者は、事故により化学物質が環境中に排出され、人の健康又は周辺の生活環境に被害を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、環境調査を実施し、状況を把握するよう努める。

エ 再発防止策

事業者は、事故の再発を防止するため、事故原因の解明、施設及び設備の改善等を行い、その結果を踏まえて従業員への教育を行う。

5 管理体制の整備

この指針 2から 4に定める措置を適切に実施するために、事業者は(1)に掲げる管理組織を設置し、(2)及び(3)を行う。

(1) 管理組織の設置

事業者は、工場等ごとに(2)の業務を担当する管理責任者及び各部門における責任者（以下「管理責任者等」という。）を選任するとともに、通常時と事故時のそれぞれに対応できる

ように管理責任者等で構成される管理組織を設置する。

なお、事業者は、管理組織における管理責任者等の役割分担を明らかにした組織図を作成する。

(2) 管理責任者等の業務

ア 管理責任者の業務

管理責任者は、管理組織において次に掲げる事項について検討し、その結果を事業者に報告する。

(ア) 各部門における責任者の職務分担の決定に関すること。

(イ) 管理方針及び管理計画の策定に関すること。

(ウ) 化学物質の環境への排出抑制の取組みに関すること。

(エ) 取扱マニュアルの作成に関すること。

(オ) 新たな化学物質の導入又は有害性の少ない化学物質への代替の際の安全性の評価に関すること。

(カ) 事故処理マニュアルの作成に関すること。

(キ) 化学物質に関する情報の提供に関すること。

(ク) 化学物質の取扱いに関する従業員の教育及び訓練の計画の策定に関すること。

イ 各部門における責任者の業務

各部門における責任者は、管理責任者が定めた職務分担に従い化学物質を取り扱う担当者を指導し、化学物質を適正に取り扱うよう努める。

(3) 従業員への研修及び訓練等の実施

事業者は、従業員の化学物質の適正な管理に関する知識及び技能の向上を図るため、従業員への研修等を行うとともに、事故発生時の円滑な対応を図るため、事故を想定した訓練を定期的かつ計画的に実施する。

6 ISO14001による環境管理システムとの関係

事業者が既にこの指針 2から 5までに定める措置をISO14001による環境管理システム等において実施している場合にあっては、その措置を本指針に基づく措置とすることができる。

7 特定化学物質等適正管理書の作成

事業者が条例第49条第 1項又は第 2項の規定により作成する特定化学物質等適正管理書は、条例第48条第 2項に基づき取扱量を届け出なければならない特定化学物質を対象として、次に掲げる事項について取りまとめたものとする。

(1) 管理方針及び管理計画

(2) 取り扱う特定化学物質の名称

(3) 特定化学物質の取扱施設における管理方法

(4) 事故の未然防止対策及び事故時の措置

(5) 管理組織

附 則

この指針は、平成16年 4月 1日から施行する。